

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和2年7月22日時点
佐渡市

○市内で新型コロナウイルス感染症患者が1名確認されました。
○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「3つの密」を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく対策をとります。

※「3つの密」とは i 換気の悪い密閉空間
ii 多数が集まる密集場所
iii 間近で会話や発声をする密接場所 をいいます。

1 新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口について (担当課:市民生活課健康推進室 電話0259-63-3115)

- (1) 症状がある方の相談窓口
「帰国者・接触者相談センター」
電話74-3403 (受付時間: 8時30分~17時まで)
(土日祝日: 74-3312、夜間緊急連絡先: 025-256-8275)
- (2) 一般相談窓口
「市民生活課健康推進室」
電話63-3115 (受付時間 8時30分~17時まで
(平日のみ。ただし、7月23日から26日までの連休中は実施する。))

2 市の主催するイベントの中止について (担当課:防災管財課 電話 0259-63-3125)

- (1) 佐渡市が主催・共催するイベントは、当分の間、中止又は延期する。
- (2) 後援についても、当分の間、後援をしない。また、既に後援したものは、中止も含めた感染拡大防止対策の徹底を要請する。

3 窓口カウンター等の消毒等について (担当課:総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び各支所・行政サービスセンターの窓口カウンターに感染防止用の消毒液を設置することに加え、飛沫感染を防止するための仕切り板の設置やビニールシートでの間仕切りを順次行っている。

4 市職員の職務対応について (担当課:総務課 電話 0259-63-3111)

- (1) 市役所本庁及び支所・行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応する。
- (2) 毎朝体温測定をし、発熱又は風邪の症状があるときは、出勤を控え、自宅での健康観察とする。
- (3) 感染密度の高い地域への出張は、原則禁止とする。

- (4) 職員への感染拡大防止を図るとともに、行政サービスの提供と行政機能を維持するための取組として、一部を除き土・日・休日を含めた職員の交代制勤務を実施している。

5 小・中学校について（担当課：教育委員会学校教育課 電話 0259-58-7351）

- (1) 現在の状況から、臨時休業は行わない。ただし、7月23日から26日までの部活及び行事等の教育活動は実施しない。今後、学校関係者の感染や濃厚接触者が発表された場合は、対応が変わる場合がある。その際は、緊急連絡網等でお知らせする。
- (2) 発熱等、風邪等の症状が少しでもある場合は、お子様の登校を控えるようお願いする。早めの受診や、帰国者・接触者相談センターへ連絡いただくよう案内する。

6 放課後児童クラブ（学童保育）について

（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

- (1) 現在の状況から、臨時休所は行わない。今後、関係者の感染や濃厚接触者が発表された場合は、対応が変わる場合がある。その際は、緊急連絡網等でお知らせする。
- (2) 発熱等、風邪等の症状が少しでもある場合は、お子様のご利用を控えるようお願いする。早めの受診や、帰国者・接触者相談センターへ連絡いただくよう案内する。

7 公立保育園・幼稚園及び病後児保育について

（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

- (1) 現在の状況から、臨時休園は行わない。今後、関係者の感染や濃厚接触者が発表された場合は、対応が変わる場合がある。その際は、緊急連絡網等でお知らせする。
- (2) 発熱等、風邪等の症状が少しでもある場合は、お子様の登園を控えるようお願いする。早めの受診や、帰国者・接触者相談センターへ連絡いただくよう案内する。

8 地域子育て支援センターについて（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

- ・当分の間臨時休館とする。

9 公の施設について（担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125）

- ・全ての施設を当分の間臨時休館とする。ただし、宿泊施設と温泉入浴施設については感染拡大防止対策を徹底したうえで営業する。

10 佐渡汽船の対応について（担当課：交通政策課 電話 0259-63-3184）

- (1) サーモグラフィーによる乗船前の検温及び健康チェックの実施
現在、新潟港と直江津港ターミナルで実施中の検温と健康チェックについて、7月24日から両津港と小木港ターミナルでも実施する。

37.5℃以上の体温があり、新型コロナウイルス感染症の所見がある方は、海上運送法にもとづく運送約款により乗船をお断りする場合があります。

(2) 乗船名簿の記入

現在、新潟港と直江津港において乗船名簿の記入を任意でお願いしているが、7月24日から両津港と小木港でも記入を任意でお願いする。

(3) 船内及び各港ターミナルのアルコール消毒と空調管理

船内及び各港ターミナル内の改札口、自動券売機、テーブル、手すりなどお客様の手が触れる部分についてアルコールを用いて消毒を実施している。また、船内では航行中も空調設備の調整等による外気の取り入れ、停泊中の換気を実施し、各港ターミナルでも定期的に換気を実施している。さらにジェットフォイル船内の「抗ウイルス」「抗菌」効果のある「光触媒コーティング」加工済み。